

日本政府の援助で韓国に原爆  
医療センターを設置することに  
関する意見書(案)

福岡県

日本政府の援助で韓国に原爆  
医療センターを設置することに  
関する意見書 (案)

韓国在住の原爆被爆者救済のため、日本政府の経済的技術的援助により、韓国に原爆医療センターを設置されるよう意見を具申します。

理由

現在、韓国に在住する原爆被爆者は、約2万人と推定<sup>さ</sup>されているが、これらの人々は、被爆以来、~~国家的救済措置を受けることなく~~<sup>そのまま</sup>今日に及んでおり、そのため健康上特別の状態にある者も多数にのぼっていると伝えられています。

このような事情を勘案して、日本政府としては、人道的立場から海外技術協力事業の一環として早急に韓国に原爆医療センターを設置し、併せてその運営に協力する必要があると思料するものであります。

特に、本職においては、現在、韓国からの不法入国者にふかわる「被爆者手帳交付申請却下処分取消事件」について福岡高等裁判所  
議

において係争中でありまゝだ、この裁判等により、  
今後、在韓被爆者に対する対策が改めて問題  
とされる可能性があるとの見方から、この感  
に深くするものであります。

昭和49年 月 日

殿

福岡県知事

亀井光

印